

手数料の見直し（案）

事務の名称	大麻関係事務
-------	--------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

(単位：円)

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
第一種大麻草採取栽培者免許申請手数料	件	6,700	<u>22,400</u>	15,700
第一種大麻草採取栽培者登録変更手数料	件	3,200	<u>3,650</u>	450
第一種大麻草採取栽培者免許証再交付申請手数料	件	3,200	<u>3,650</u>	450